

公益財団法人防衛基盤整備協会 個人情報保護規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛基盤整備協会(以下「当協会」という。)が事業を遂行するに際して取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定め、当協会の事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの及び一定の規則にしたがって整理することにより特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 当協会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして、次に該当する場合及び6か月以内に消去することとなるものは除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。ただし、次の代理人は、開示請求又は事故等の通知先として本人とみなす。

ア 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

イ 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(6) 事業部等 総務部、各事業部、防衛基盤研究センター及びシステム審査センターをいう。

(7) 事業部等の長 総務部長、各事業部長、防衛基盤研究センター担当理事及びシステム審査センター長をいう。

(8) 役員 理事及び監事をいう。

(9) 職員 公益財団法人防衛基盤整備協会就業規則(平成24年防基理第8号。以下「就業規則」という。)第2条に定める職員をいう。

(10) 役職員 役員及び職員をいう。

第2章 安全管理体制の構築

(協会の責務)

第3条 当協会は、個人情報の安全管理のための組織体制を構築し、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止その他適正な管理のため、必要な措置を講ずる。

2 当協会は、個人情報の保護及び処理の重要性を認識し、役職員について、その理解の醸成を図らなければならない。

(個人情報保護管理者)

第4条 当協会は、個人情報保護管理者1名を置き、総務部長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、当協会における個人情報保護に関する事務を総括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 個人情報取扱手順書、プライバシーポリシー等の見直し手続に関する事項
- (2) 個人情報安全管理措置及び年間計画に関する事項
- (3) 役職員への助言・指導及び監督に関する事項
- (4) 個人情報の監査に関する事項
- (5) 個人情報事故対処要領の作成及び同対処に関する事項
- (6) その他個人情報の安全管理全般に関する事項全般

(個人情報保護教育責任者)

第5条 当協会に、個人情報保護教育責任者を置く。

- 2 個人情報保護教育責任者は、個人情報保護管理者が指定する。
- 3 個人情報保護教育責任者は、役職員の教育を計画、実施する。

(個人情報苦情対応責任者)

第6条 当協会に、個人情報苦情対応責任者を置く。

- 2 個人情報苦情対応責任者は、個人情報保護管理者が指定する。
- 3 個人情報苦情対応責任者は、個人情報に関する部内外からの相談及び苦情処理に当たる。

(事業部等の長の責務)

第7条 各事業部等の長は、当協会における個人情報保護に関する事務について個人情報保護管理者を補佐するとともに、当該事業部等における保有個人情報を適切に管理する。

(職員の責務)

第8条 職員は、当協会の事業に従事するに当たり、当協会の定める個人情報保護関係例規を遵守し、当協会が実施する措置に協力するとともに、自らも個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 職員は、当協会が実施する個人情報保護に関する教育に参加しなければならない。
- 3 職員は、本規則に違反する又は違反する疑いのある事実を発見した場合は、速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

4 職員は、在職中に知り得た個人情報について、退職後も不正な利用又は漏洩等を行ってはならない。

(個人情報保護管理者補助者の選任等)

第9条 個人情報保護管理者、個人情報保護教育責任者及び個人情報苦情対応責任者は、それぞれ必要に応じ、職員の中から補助者を選任することができる。

2 労働者派遣を行う事業部等の長は、派遣先及び派遣職員との連携を行い、個人情報の管理に適正を期するため、派遣元責任者を指名する。

第3章 個人情報の取得

(個人情報取得の原則)

第10条 個人情報の取得は、当協会が行う事業の範囲に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

2 個人情報の取得は適法な手段により行うものとし、窃取、脅迫、偽りその他不正な手段により取得してはならない。

(本人収集の原則)

第11条 当協会は、個人情報を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (3) 国等から提供を受けるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当と認められるとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、心神喪失その他の理由により、本人から取得することが困難なとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰その他の業務を行う場合において、本

人から取得したのでは、当該事業の目的の達成に支障が生じるおそれがあること又は当該事業の円滑な実施を困難にするおそれがあること。

- (8) その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認められるとき。

(要注意情報等の取得の制限)

第12条 次の各号に掲げるセンシティブ情報及びプライバシー侵害の恐れがある情報は、原則として取得してはならない。ただし、これらの情報を取得する事業上の必要性があり、かつ、本人のあらかじめの明確な同意がある場合、又は法令の規定による場合は、この限りではない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

(利用目的の制限)

第13条 当協会はあらかじめ本人の同意を得ず、または特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 当協会は合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合、あらかじめ本人の同意を得ず、または承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 当協会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 当協会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の近くによっては認識できない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- 3 当協会は、利用目的を変更しようとする場合、従前の目的と比較して、相当な関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えた変更を行ってはならない。また、利用目的を変更する場合、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人情報の利用及び第三者提供

(第三者提供の制限)

第15条 当協会は、あらかじめ、本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるであって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) オプトアウト(参加拒否を意味する IT 用語)を行っている場合。ただし、要注意情報を除く。

2 次の各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用について該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げることをあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同利用する旨

イ 共同して利用される個人データの項目

ウ 共同して利用する者の範囲

エ 利用する者の利用目的

オ 当該個人データの管理について、責任を有する者の氏名又は名称

(オプトアウト)

第16条 あらかじめ本人の同意無く、個人データを第三者提供する場合は、以下の事項を当協会ウェブサイト上に公表しなければならない。

- (1) 第三者提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

第5章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保)

第17条 当協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つようにならなければならない。

(安全管理措置)

第18条 当協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じるものとする。

2 当協会は、個人データの保護を維持するために、安全管理措置について、定期的にその実施状況の検証を行い、必要な見直しを行うものとする。

3 安全管理措置については、本規則に基づき制定される細則及び別に定める「情報セキュリティ規則」による。

(公表)

第19条 当協会は、個人データの開示手続きを定め、以下の事項を公表するよう努める。

(1) 当協会の名称及び住所

(2) 全ての個人データの利用目的(取得に際して通知等の例外に当たる場合を除く。)

(3) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又消去、保有個人データの第三者への提供の停止の手続き

(4) 保有個人データの取扱に関する苦情の申し出先及び個人情報取扱事業者が認定個人情報団体に所属している場合は、その団体の名称及び苦情の解決の申し出先

(5) その他理事長が必要と判断する事項

(開示)

第20条 当協会は、本人から当該個人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、所定の本人確認手続きを経た上で、書面により本人に当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害する恐れがある場合
- (2) 当該個人情報を開示することにより、当協会の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反する場合

2 前項但し書きその他の理由により、開示しない旨を決定したときは、遅滞なくその旨を本人に通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

第21条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由で、訂正・追加・削除(以下「訂正等」という。)を求められたときは、本人確認を経た上で、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて訂正等を行わなければならない。

2 調査の結果、保有個人データの内容の訂正等を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(利用停止等)

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由又は不正の手段により取得された者であるという理由で、利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められたときは、本人確認手続きを経た上で、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいてデータの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときはこの限りで

はない。

- 2 本人から当該本人が識別される保有個人データが第三者提供違反であるとの理由で、第三者への提供の停止を求められたときは、本人確認を経た上で、遅滞なく調査を行い、その結果に基づいて、これを停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りでない。
- 3 保有個人データの利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者への提供と停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第23条 当協会は、第19条、第20条又は第21条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置を異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(個人データの委託に伴う措置)

第24条 当協会における各契約の責任者は、(以下「契約 責任者」という。)個人データの取扱の全部又は一部を外部に委託する場合は、個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる者を選定するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 契約責任者は、前項の監督を行うに当たっては、委託契約等において次に示す事項について定めるものとする。
 - (1) 委託を受けた者の個人データの取扱に関する事項
 - (2) 委託を受けた者の秘密の保持に関する事項
 - (3) 委託された個人データの再委託に関する事項
 - (4) 契約終了時の個人データの返却に関する事項

第6章 苦情及び事故対応等

(苦情・相談窓口)

第25条 個人情報苦情対応責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情、問い合わせ等に対して迅速かつ適切に対応するものとし、その内容を速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(報告義務)

第26条 当協会に属する者が個人情報保護法、本規則、その他個人情報に関する当協会の定めに違反するおそれ又は違反する事実を知った場合、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(漏えい事故等対応)

第27条 個人情報保護管理者は、万一、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、個人情報保護法、本規則、その他個人情報に関する当協会の定めに違反する事実が生じた場合は、「個人情報事故対処要領」に基づき対応するものとする。

2 個人情報保護管理者は、速やかに事実関係を調査し、漏えいの対象となった本人に対し通知するとともに、被害拡大防止のための措置を講じるものとする。

第7章 教育

(個人情報保護教育の計画及び実施)

第28条 個人情報保護教育責任者は、毎年度開始前に個人情報保護教育計画を策定し、順序を経て、理事長に報告する。

2 個人情報保護教育責任者は、毎年度、前項の計画に基づき、職員に対し個人情報保護に関する教育を実施し、当該教育評価及び実施記録の作成を行う。

(教育に対する支援)

第29条 各事業部等の長は、前条の教育について職員を参加させなければならない。

2 各事業部等の長は、所属する職員に対し、機会をとらえて自ら又はその指名す

る者を通じて、事業部等における個人情報の保護に関する必要な指導を行わなければならない。

第8章 雑 則

(個人情報保護方針の公表)

第30条 当協会の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)は、理事会で決定した後、ウェブサイトで公表するものとする。

(罰 則)

第31条 職員が、この規則に違反した場合には、公益財団法人防衛基盤整備協会就業規則(平成24年防基理第8号)第11章の規定に基づき、懲戒処分を行う。

(委任規定)

第32条 この規則の実施に当たり必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人防衛基盤整備協会個人情報保護規則(平成24年防基理第 23号)は廃止する。